

日行連発第827号
令和2年10月12日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（周知）

国土交通省より、改正建設業法等の令和2年10月1日施行に伴う関係政令等の公布、建設業法第26条の4第1項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示等の関係告示の公布及び関係ガイドラインの改正について、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会に置かれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」
(令和2年9月30日・国不建第175号)

以 上